



空き家バンクの登録者（所有者）の声

市内在住Aさん

市のウェブサイトを見て空き家バンクのことを知りました。昔住んでいた家が不要になったため処分しようと思い、空き家バンクに登録しました。

古い家なので、土地代程度の安価な価格設定としています。できれば古民家を改修して住んでくれる人や地域に溶け込んでくれる人に住んでほしいと思っています。

県外在住Bさん

市からの納税通知書の中に空き家バンクのチラシがあり興味を持ちました。

今住んでいる県の家との2拠点生活をしていましたが、難しくなったため、登録しました。

家庭菜園ができるスペースもあり田舎暮らしには最適なので、移住を考えている人に使ってもらえたらと思います。

県外在住Cさん(物件売買済)

市内の知り合いに紹介され、空き家バンクの制度を知りました。

以前は店舗のある住宅(店舗併用住宅)は空き家バンクに登録できませんでしたでしたが、制度が変わり登録ができました。

手続きは相談から現地確認、登録まで丁寧に対応いただきとても簡単でした。登録してよかったと思っています。

空き家バンク登録物件の一部を紹介



市では、空き家バンクの登録物件を随時募集しています。詳しい内容はまちづくり推進課へお問い合わせください。

- 空き家の相続・処分など 無料相談会を開催します**
- 市内に空き家を所有または管理している人、自宅や実家が空き家になる見込みの人などで、管理や処分に不安を感じている人などを対象に、空き家相談会を開きます。
- 空き家の解消にどのような方法があるか、まずは相談してみませんか。
- 日時 8月7日(日)午前9時から正午まで
- 場所 市役所多目的ホール棟
- 相談内容
- ①相続や登記に関すること
 - ②敷地の境界確認に関すること
 - ③不動産取引に関すること
 - ④空き家の改修や解体に関すること
- 相談員 司法書士、土地家屋調査士、宅地建物取引士、建築士
- 定員 10人程度(相談時間30分以内)定員を超えた場合は、相談内容に応じて、後日相談を受け付けます。
- 申し込み期限 7月29日(金)
- 申し込み方法 電話またはファクス。申込書は、市ウェブサイトからダウンロードすることができます。
- 費用 無料
- 問い合わせ先 防災安全課地域安全係 (☎・内線1265、ファクス74・2102)

空き家バンクを知っていますか

人口減少や核家族化の進行などにより、市内の空き家が増えています。本号では、平成30年に市が開始した空き家バンクについて紹介します。

■問い合わせ先 まちづくり推進課定住促進係 (☎・内線1456)

市内の空き家の状況

市では平成28年から継続的に空き家の実態調査をしており、市内の空き家数は令和3年度時点で600軒を超えています。

空き家が引き起こす問題

空き家で問題になるのは、適正な管理がなされていない管理不全な空き家です。管理不全な空き家は建物の傷みが進むとともに、放置された庭木に害虫が発生するほか、不審者の侵入やゴミの不法投棄など、周囲とのトラブルの原因にもなります。

空き家バンクで情報提供を開始

市が始めた空き家バンクの制度は、利活用を希望する所有者の空き家について、登録制によりその情報をウェブサイト上に公開し、空き家を購入または賃貸を希望する人に情報を提供する仕組みです(図参照)。

空き家バンクに登録しませんか

空き家バンクには、これまで29件の登録があり、うち16件の契約が成立しています。空き家を所有している人や利活用を考えている人は、登録を検討してみませんか(登録に一定の要件があります。まずは相談してください)。

図 空き家バンクの仕組み

